

第5期吹田市障がい福祉計画素案に対する市民意見と市の考え方（案）

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成29年（2017年）12月20日から平成30年（2018年）1月22日
- (2) 対象者
- ・市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人
 - ・市内に事業所を置いて事業活動等を行う個人または団体
 - ・上記のほか、本計画が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体

2 提出意見

17 通 70 件 ※ 同種意見については集約しています。

番号	市民の意見	市の考え方
1	<p>○ 第4期障がい福祉計画の検証について</p> <p>進行管理体制において、PDCAサイクルを取り入れると書かれていますが、第5期障がい福祉計画の数値計画を提案する根拠に、第4期障がい福祉計画のCHECKを行った上での提案であることを示してほしい。</p> <p>また、PDCAサイクルに施策推進委員会や自立支援協議会の意見を反映させるようにされるようですが、市民の声や各種団体の意見も反映させる流れを入れてほしい。</p>	<p>第4期障がい福祉計画の検証については、別冊子として行っております。</p> <p>平成29年度第1回施策推進委員会の資料として、本市ホームページにアップしています。</p> <p>市民の声や各種団体の意見の反映に関しましては、施策推進委員会の主催により、意見聴取会を開催した実績があり、今後も随時開催したいと考えます。</p>
2	<p>○ アンケート調査結果について</p> <p>同計画を策定するために障がい者等に対するアンケート調査（あるいは第4期障がい者計画での記載）を実施しているかと思いますが、その調査結果を踏まえて、それが同計画にどのように活かされているか述べられていないので、この点も記載すべきです。</p>	<p>第5期障がい福祉計画策定にあたりましては、2種類のアンケート調査結果を踏まえています。</p> <p>1つは、第4期障がい福祉計画策定時に実施したもので、相談支援、短期入所、グループホームの関心が高いことが伺えました。</p> <p>もう1つは、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、今回、実施しました精神障がい者を対象としたアンケートで、ここからも相談支援、居場所に対する関心が高いことが伺えましたので、第5期計画では、相談支援体制の整備に重点を置く内容としています。</p> <p>また、今回、実施しました精神障がい者を対象としたアンケートの結果については、新たに設置する協議の場において（案P96参照）分析を進める予定です。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
3	<p>○ 「計画推進の視点」について</p> <p>1. 素案P72の(1)計画の基本目標で、「障がいの重度化、家族の高齢化に対応できるよう親がかり(家族介護)を前提としない支援体制の構築、福祉サービスの充実を目指します。」とありますが、これを下記のように修正する。</p> <p>「障がいの重度化、家族の高齢化に対応するために親の介護(家族介護)を必要としない支援体制の構築、福祉サービスの充実を目指します。」</p>	<p>ここでは、介護のみではなく、本人の意思決定なども親がかりになっている現状を鑑み、この表現としています。</p>
4	<p>○ サービス利用料の廃止について</p> <p>素案 P73 計画推進の視点</p> <p>1年365日1日24時間すべての時間、すべての場面においても衣食住が保てるよう整備を行うことが必要である。</p> <p>親がかり(家族介護)を前提としない支援体制の構築、福祉サービスの充実を目指すのであれば利用料の廃止を早急にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者が働くことにより利用料が発生する矛盾(家族に金銭負担をかける。) ● 児童の場合、保護者負担になっている。(保護者への金銭負担がかかる。) 	<p>障がい福祉サービスの利用促進に際し、利用料の負担のあり方については、考え方の整理が必要と認識しており、国・府の動向を見極めながら検討してまいります。</p> <p>また、障がい福祉サービスの利用者負担に係る収入認定については、障がい者個人を単位とするよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。</p>
5	<p>○ 「相談支援」に関する用語の整理について</p> <p>素案P72、74総合相談窓口(の整備) 素案P72計画相談事業所(の整備) 素案P73地域相談支援 素案P74計画相談支援事業所(の整備) 素案P74障がい者相談支援事業所 素案P81特定相談支援及び一般相談支援の事業所 素案P81計画相談支援事業者連絡会 素案P82、p83基幹相談支援センター 素案P83委託相談支援事業所 素案P83指定相談支援事業所 素案P83総合的な相談支援を行なう相談窓口 素案P83「基幹相談支援センターの委託相談支援事業所、指定特定・指定一般・障がい児相談支援事業所」の関係が不明である。</p>	<p>相談支援を</p> <p>「委託相談支援センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において困りごとが起こったときに、まず、相談できるところ ・身近なところであり、何でも気軽に相談でき、制度、サービス、情報、仲間等とつながるところ <p>「計画相談支援事業所」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用について、相談できるところ ・希望する生活をかなえるために、どのようなサービスを利用すればいいかを一緒に考えてくれるところ <p>「基幹相談支援センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援体制の拠点となる場所 ・委託相談・計画相談の事業所等を後方支援する場所 <p>の3種類に整理しました。(案P76,77参照)</p>

番号	市民の意見	市の考え方
6	<p>○ 地域割における地域の表記について</p> <p>素案 P74,75,83 委託相談支援センターの整備</p> <p>P74,83「千里ニュータウン・万博阪大地域」は、「千里ニュータウン・万博・阪大地域」に修正が必要。</p>	<p>意見に従い、下記のとおり修正しました。</p> <p><修正文言></p> <p>案P74,85「千里ニュータウン・万博阪大地域」</p> <p>「千里ニュータウン・万博・<u>阪大地域</u>」</p>
7	<p>○ 委託相談の整備について</p> <p>素案 P74 重点課題2 総合相談窓口の整備</p> <p>「総合相談窓口」とはどのようなものか分かりにくい。</p>	<p>案P78 重点課題2の表題、文章を下記のとおり修正しました。</p> <p><修正表題></p> <p>委託相談支援センターの整備</p> <p><修正文言></p> <p>本文3行目から</p> <p>… ことができる<u>委託相談支援センター</u>を整備します。</p> <p>(地域割りによる相談支援体制の整備) 2行目から</p> <p>… 障がい種別や年齢に関係なく、<u>日常生活で困り事が起こった時に、まず相談できる相談支援体制</u>を構築します。</p>
8	<p>○ ピアカウンセラーについて</p> <p>素案 P74 重点課題2 総合相談窓口の整備</p> <p>市内を6地域に分割した総合的な相談支援を行う相談窓口（委託相談）には、実際に生活経験を語ることで当事者相談員を必ず置くことが必要である。</p> <p>そのためには当事者ピアカウンセラーの育成が必須であり、研修や独自の資格を作ってほしい。</p>	<p>地域で生活する障がい者の多様なニーズに寄り添うためには、その立場に立つことのできるピアカウンセラーの存在は大きいと考えます。</p> <p>障がい者の社会参加の視点からも有益なものと考えますので、研修や独自の資格の研究等、その配置のあり方を検討したいと考えます。</p>
9	<p>○ 相談支援のバックアップ体制について</p> <p>素案 P74 重点課題2 総合相談窓口の整備</p> <p>各地域に障がい者相談支援事業所を委託により整備するとあります。それぞれの委託事業所の力量の違いで地域の住民に不利益が及ぶことがないように相談支援体制のバックアップが必要。</p>	<p>地域の相談支援のバックアップは市の役割と考えており、基幹相談支援センターがその役割を担います。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
10	<p>○ 具体的な取組について</p> <p>素案 P76 重点課題3 緊急対応システムの構築及び体験入居（生活体験・訓練）の場（機会）の提供</p> <p>国の方針についてしか読み取れず市が取り組んでいくことの具体性が読み取れない。</p>	<p>案P78 重点課題3の文章をわかりやすくするために下記のとおり修正します。</p> <p><修正文言></p> <p>計画案P78 重点課題3 本文2行目から短期入所事業所等の整備と<u>一人暮らし、グループホーム等で自立して生活するための練習</u>ができる<u>体験型のグループホーム等の整備に重点的に</u>取り組みます。</p> <hr/> <p>緊急対応システムの構築については、市内の短期入所事業所によるネットワーク会議を立ち上げ、事業所が協力しながら緊急対応の仕組みづくりに取り組みます。（案P81参照）</p> <p>体験入居（生活体験・訓練）の場（機会）の提供については、体験型のグループホームの整備に努めます。（案P82参照）</p>
11	<p>○ 意思決定支援の促進について</p> <p>素案 P76 重点課題4 意思決定支援の促進</p> <p>「併せて、虐待防止の推進も必要です。その他、手話言語条例の検討、差別解消法の啓発、法人後見の研究等、総合的に取り組みます。」を下記のように改める。</p> <p>「併せて、虐待防止の推進も必要です。その他、<u>手話言語条例や差別解消条例の制定の検討</u>、法人後見の研究等、総合的に取り組みます。」</p> <p>これは第4期障がい者計画のP.53の障害者差別解消法の推進で、「・・・大阪府の差別解消条例の動向にも注視しつつ、吹田市における条例制定の必要性についても検討します。」と条例の制定の必要性を述べていることとの整合性のためには、「<u>差別解消条例の制定の検討、</u>」の文言にすべき。</p>	<p>案P78 重点課題4の文章を他のページと整合性を保つために下記のとおり修正します。</p> <p><修正文言></p> <p>案P78 重点課題4 本文4行目から併せて、虐待防止の推進も必要です。その他、<u>手話言語条例や差別解消条例の制定の検討、</u>法人後見の研究等、総合的に取り組みます。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
12	<p>○ 経済的負担に対する支援について</p> <p>素案 P76 重点課題4 意思決定支援の促進</p> <p>定量的な障がい福祉サービスの基盤整備だけでは解決できない福祉サービス利用に際する「意思表示」「意思決定」に対する支援サービス（成年後見、日常生活自立支援事業等）の利用促進に対する経済的負担への市からの支援はどうするのか。</p>	<p>成年後見制度の利用について必要となる経費を補助するものとして、「成年後見制度利用支援事業」があり、申請（相談）窓口は、市（障がい福祉室、各地域保健福祉センター）となっています。</p>
13	<p>○ 成年後見制度の利用促進について</p> <p>素案 P76 重点課題4 意思決定支援の促進</p> <p>この制度を利用したことにより、様々な制約、権利侵害を受けることを承知の上で計画を策定されたのでしょうか。一昨年、成年後見制度利用に関する法律が施行されたのに伴い計画に上げたのであれば、あまりにも安易な考えです。計画に盛り込むのあれば、欠格条項に対しての対応策の計画も立てるべきである。</p> <p>知的障がい者・精神障がい者などの財産管理や判断力が十分でない人の権利を守るための制度にもかかわらず、成年後見制度を利用して、裁判所から、被後見人・被保佐人の審判を受けたら、法律上制約（欠格条項）が発生します。この、欠格条項により、公務員など就けない職業がいくつもあります。現に吹田市では、この欠格条項により失職した当事者もいる。</p> <p>成年後見制度を利用しても、その人の権利を侵害しない旨を、計画にしっかりと盛り込むべきである。是非、吹田市も、この計画が、「絵に描いた餅」にならないように、欠格条項を排除する条例を作るべきだと思う。</p>	<p>障がい者の意思決定を支援するにあたり、現状で最も有効な制度は、介護・福祉サービスの利用などの手続き、日常生活に関わる契約などの支援及び本人の預貯金の管理、財産に関わる契約などの支援を受けることができる「成年後見制度」であると考えます。</p> <p>ただし、この制度については、まだまだ不足の部分があり、ご意見いただいた件もその一つです。</p> <p>多くの選択肢の中から、自分で選ぶことができることが「自分らしい生活」であり、そのような生活をどのように支援していくのかということが重要と考えています。</p> <p>成年後見制度の不足部分も念頭に入れ、他制度等で代替できないか等を考えながら、総合的な視点で、障がい者の権利の保障に取り組んでいきたいと考えます。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
14	<p>○ 意見募集に係る合理的配慮について</p> <p>視覚障がいの当事者はPDFファイルは読めず、知的障がいの当事者はルビがなく読めません。また、文言が難しく理解できません。ホームページの意見募集欄の注意事項に「意見提出が困難な場合は個別にお問い合わせください」と書かれていますが、この文言さえ、視覚、知的障がいの当事者には読めない。</p> <p>一昨年、障害者差別解消法が施行され、行政は障がい種別を問わず、すべての当事者に合理的配慮が義務付けられている。</p> <p>障がい種別、障がい特性に関わらず、より多くの当事者の意見を反映させた計画を作るためにも合理的配慮が必要だと思う。</p>	<p>本計画が決定され、公表の際には、もちろんのこと、本計画の評価、検証の機会等において、意見を求める際には、今回ご指摘いただきましたことを肝に銘じ、合理的配慮に努めます。</p>
15	<p>○ 差別解消法について</p> <p>障害者差別解消法ができて2年。一向に合理的配慮の提供が進まない状況である。</p> <p>事業者へは合理的配慮の義務化とし施設改修などは過度な負担の条件の明確化をするなど行政は徹底した義務化を行うなどしてもらいたい。</p> <p>また、これら差別解消にむけた条例づくりなども積極的に行ってもらいたい。</p>	<p>障害者差別解消法の推進は重要な案件と認識しております。</p> <p>今後につきましては、大阪府や条例を制定した市町村等から意見を伺いながら、合理的配慮の提供の促進策、差別解消に向けた条例の制定などを積極的に検討していきたいと考えます。</p>
16	<p>○ ホームヘルパーの研修費補助について</p> <p>素案 P78 a訪問系サービス【具体的な取組】</p> <p>福祉サービスの担い手の確保について、移動支援事業や意思疎通支援事業については人材確保について計画に位置付けられていますが、「喀痰吸引等研修」や「強度行動障がい支援者養成研修」「行動援護従業者養成研修」等については、担い手（研修修了者）の確保が依然課題であり、また事業所の研修費の負担も大きいため、受講が進んでいない実態があるのではないかという認識も持っております。</p> <p>つきましては、研修にかかる費用についての補助事業の検討をしてほしい。</p>	<p>ホームヘルパーの研修費補助については、素案P80に記載していますが、より明確にするために、下記のとおり修正します。</p> <p><修正文></p> <p>案P80【具体的な取組】</p> <p>○ 障がい者の多様なニーズに応じた … … 等の受講費の補助に取り組みます。</p>
17	<p>○ 65才問題について</p> <p>市として65才問題をどうしていくのかを計画に明記してほしい。</p>	<p>65才問題につきましては、案P50において、基本的な考え方について、記載しています。</p> <p>今回ご意見いただいております具体的な取組については、継続して検討しております。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
18	<p>○ グループホームの職員の育成について 素案 P80 c 居住系サービス</p> <p>第4期吹田市障がい者計画の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」とあるように成人した子が独立して様々な社会資源を活用しながら暮らす場としてグループホームは整備が重要であり、そのためには、住宅の確保と携わる人材の確保が必要である。人材については、幅広い視野をもち権利擁護を図ることができる支援者の育成を希望する。</p>	<p>グループホームは、ご意見の通り、障がい者が地域で暮らし続けるにあたり、重要なサービスであると認識しています。</p> <p>そして、その支援員には、ご意見にあるとおりの資質が求められるものと思います。</p> <p>しかし、現状は、グループホームに限らず、福祉現場全体において人材不足が深刻です。</p> <p>市としましても、この課題に対しては、その解決に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えます。</p>
19	<p>○ 就労支援事業の整備について 素案 P85 重点課題2 就労支援事業の整備</p> <p>本文4行目から「また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるように努めます。」を下記のように改める。</p> <p>「また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるよう<u>に取り組みます。</u>」</p>	<p>案P87 重点課題2の文章を下記のとおり修正します。</p> <p><修正文言> 案P87 重点課題2 本文4行目から また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるよう<u>に取り組みます。</u></p>
20	<p>○ 実習の場の提供について 素案 P85 重点課題2 就労支援事業の整備</p> <p>素案P85中段にある就労実習の場の充実に、次の一文を追加する。</p> <p>「また、市内の企業が実習の機会を提供するよう積極的に要請活動を行ないます。」</p> <p>上記に関係し、素案P86チャート図において、「実習の場の提供」のところ「一般事業所」を追加する。</p>	<p>実習の場の提供については、公的機関が模範となれるよう、まずは、市庁舎内実習の事業化に注力し、取り組みたいと考えます。</p>
21	<p>○ 障がい者就労支援チャート図について 素案 P86 重点課題2 就労支援事業の整備</p> <p>素案P86チャート図「就労移行事業所」とは何を指しているのか。</p>	<p>意見に従い、下記のとおり修正しました。</p> <p><修正文言> 案P88【障がい者就労支援チャート図】 「就労移行<u>支援</u>事業所」</p>

番号	市民の意見	市の考え方
22	<p>○ 新たな受け皿整備について</p> <p>素案 P89 日中活動系（通所系）サービス【具体的な取組】</p> <p>受け皿の「あいほうぶ吹田」及び「総合福祉会館」は、定員いっぱいとなっており受け入れ困難な状態とあるが、これは日中活動系だけでなく居住系・居宅系すべてにわたり困難な状態がある。</p> <p>支給量が決定してもヘルパー事業所が見つからない。重度だとグループホームへ入れないなど様々な問題が出ている。</p>	<p>ここでは、特に、支援学校の卒業生を意識しての記載ですが、それ以外のサービスについても全体的に整備の必要性を認識しております。</p>
23	<p>○ 若年性アルツハイマー病について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居場所の確保について <p>認知症カフェなどの居場所造りもよいと思うが、可能な限り仕事をしたいというニーズもあると思う。</p> <p>若年性の方が、周囲の手助けによって、仕事を続けることができるというのも広義での居場所確保となると考えるので、行政の立場から、就労について後方支援するシステムがあればよいと思う。</p> ● ハンドブックについて <p>まだサービス基盤は整っていないかもしれないが、並行して若年性認知症の方が、吹田市で利用できるサービス（居場所や医療費の優遇措置など）を示すガイド本があればと思う。</p> ● 窓口の明確化 <p>現状では障がい福祉、包括支援Cなどの窓口から相談に応じるシステムだとは思う。ただ、市民には窓口がどこか届いていないと思うので、若年性について窓口の広報啓発をしていただければと考える。</p> 	<p>本計画において、就労支援につきましては、多様な障がいに対応できるよう、就労支援関係機関の横断的なネットワークを構築し、それぞれの人に応じた、就労支援につなげることができるよう取り組みたいと考えています。</p> <p>また、就労以外の件でも、身近なところで気軽に相談できるように、市域を6地域に分け、委託相談支援センターを整備し、広報していきたいと考えています。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
24	<p>○ 手話言語条例の制定等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吹田市手話言語条例を制定してください。 手話通訳をいつでもどこでもどんな内容でも派遣でき、手話を使いやすい環境を整備するために、その根拠となる条例の制定を求めます。 ● 吹田市立市民病院に専任手話通訳者を設置してください。 受付業務に手話のできる人がいますが、新たに医療診察場面等における専門的な手話通訳者の設置を求めます。 ● 吹田市に配置されている手話通訳員を常勤職員にしてください。 聞こえない人の暮らしを支えるために身分保障をしてください。 ● 手話通訳派遣事業を拡充してください。 手話通訳をいつでもどこでもどんな内容でも派遣できるようにしてください。 	<p>現在、アンケートという形で、当事者の意見を収集しています。</p> <p>その結果を受けまして、「手話言語条例」についての検討をはじめ、聴覚障がいがある方々に対するよりよい支援について、検討を進めたいと考えています。</p>
25	<p>○ 入院時の支援について</p> <p>入院時コミュニケーション支援事業はあるが使いにくい限定された事業になっている。</p> <p>福祉サービスの改正で重度訪問介護での入院時支援が始まるようであるが、重度訪問介護以外のサービス利用者であっても入院時の支援を認めてもらいたい。</p>	<p>入院時の支援については、重度訪問介護の訪問先の拡充により対応できるようになりますが、ご意見の通り、最重度の障がい者であって、入院以前から重度訪問介護を利用している者という条件もあり、まだまだ課題は残ったままであると認識し、継続して検討していきます。</p>
26	<p>○ 通勤（通学）支援について</p> <p>素案 P91 地域生活支援事業【具体的な取組】移動支援事業</p> <p>市の職員採用に関して障がい者採用条件である「自力通勤のできる者」が無くなり、自力通勤できなくても他の支援により通勤できれば採用条件にあたると聞いた。</p> <p>障がい者の中には自力通勤できない故、働けない者が多数いる。</p> <p>就業の機会を広げるうえでもガイドヘルパー利用による通勤を認めてほしい。</p> <p>通学支援と共に課題ではあるが吹田市独自の通勤通学専用のガイド資格新設も考えてもらいたい。</p>	<p>通勤に際するガイドヘルパーの利用に関しては、就業の機会を広げるうえで、その必要性はあると認識しております。ただし、個人の経済活動に対し、公的なサービスを提供するという視点では疑問があります。通勤の支援については、考え方を整理し検討を進めたいと考えます。</p> <p>一方、通学支援につきましては、教育の保障の観点から必要性につきましては十分に認識したうえで、その実施方法について検討しているところです。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
27	<p>○ ガイドヘルパー養成講座について</p> <p>素案 P91 地域生活支援事業【具体的な取組】移動支援事業</p> <p>移動支援事業（ガイドヘルプサービス）での養成講座等には今後、市の独自事業としての通学支援ガイドヘルパーの計画や検討を盛り込むこと。</p>	<p>上記のとおり、通学支援については、事業化に向けて検討中でありますので、ガイドヘルパー養成講座等における位置づけについても、併せて検討したいと思います。</p>
28	<p>○ 福祉サービスの担い手の確保について</p> <p>素案 P92 重点課題1 福祉サービスの担い手の確保</p> <p>「… おける養成・確保が極めて重要ですが、現在、その確保が非常に困難であり、慢性的な人材不足の状態となっていますので、その対応が必要です。」を下記のように追加する。</p> <p>「… おける養成・確保が極めて重要ですが、現在、その確保が非常に困難であり、慢性的な人材不足の状態となっていますので、<u>市としても市独自の人材確保と人材の育成に取り組みます。</u>」</p>	<p>案P94 重点課題1の文章を下記のとおり修正しました。</p> <p><追加文言></p> <p>案P94 重点課題1 本文の文末に追加</p> <p>… <u>市としても市独自の人材の確保と人材の育成に取り組みます。</u></p>
29	<p>○ 実態把握をした上での対応について</p> <p>素案 P92 重点課題1 福祉サービスの担い手の確保</p> <p>市は市内の事業所数の増加・市内ヘルパー就業者数・複数事業者登録ヘルパー数・社員ヘルパー数など各事業での就業者数の増減を把握しているのであろうか？しっかりとアンケートを取ったり福祉指導監査室での指定状況など実態把握をし、運営の厳しい事業所には助成金や貸付金の制度を設けたり、介護職員には他市が行っているような家賃補助・資格取得金の返還制度・奨学金肩代りなどの独自の施策を立ててもらいたい。</p>	<p>福祉サービスの担い手の確保に関して、ご意見いただいていますような統計的な分析はできていません。</p> <p>今後につきましては、このような視点も入れて、検討を進めていきたいと考えます。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
30	<p>○ 成果目標について</p> <p>素案 P93 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>施設入所者の地域生活への移行について「第4期… 目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標とします」とあるが、目標に満たないと見込まれる割合は何人か、何%か。9%+4人とある、4人の根拠は何か。</p>	<p>成果目標については、国の基本方針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、設定しています。</p> <p>国の基本指針においては、平成25年~27年の地域移行者の水準を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上の地域生活への移行と、現計画で定める平成29年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。</p>
31	<p>○ 成果目標について</p> <p>素案 P94 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>ここでは「協議の場の在り方等を検討し」「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を「平成32年度末までに設置」することだけで、市の考え方及び取り組みが分らない。</p>	<p>成果目標については、国の基本方針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、設定しています。</p> <p>本計画の計画期間においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するためにまずは、その協議がしっかりとできる場をつくりたいと考えます。</p>
32	<p>○ 「福祉施設」という用語の使用の整理について</p> <p>素案P93の「福祉施設」とP96の「福祉施設」は明らかにその概念が異なる。</p> <p>P93においては、(1) 福祉施設の…、2) 施設入所者の…となり、各文の中で福祉施設と施設とが入り混じる。</p> <p>このため、P73のように福祉施設（就労移行支援・就労継続支援A型/B型・自立訓練・生活介護）と記さねばならなくなる。このような丁寧な記述は1箇所、ほぼ全てが「福祉施設」と表記され誤解を招きやすかつ分かりにくくなっている。</p> <p>ほとんど全ての福祉施設は、「福祉サービス事業所」等を表わしている。「福祉サービス事業所」等を福祉施設で代替するか、適切で簡潔な用語を工夫して新しい語に変えるべきである。</p> <p>福祉施設の入所、福祉施設へ入所、福祉施設入所などは、施設に入所、施設へ入所、施設入所としても全く差し支えがないので、入所施設については必ず見直していただきたい。</p>	<p>訪問系サービス・通所系サービスを提供するものを福祉サービス事業所とし、入所系サービスを提供するものを福祉施設と整理します。</p>

番号	市民の意見	市の考え方
33	<p>○ 工賃の目標額の設定について</p> <p>素案 P97の5で、就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額は、大阪府独自の目標額自体安価な基準であり、吹田市独自としてもっと高額設定とするべきである。（目標値は30,000円以上とするべき）</p>	<p>障がい福祉サービス事業所における工賃額が低い問題については、早期に解決すべき問題であると認識しています。</p> <p>優先調達推進法を最大限に活用する等、工賃アップに向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えます。</p>
34	<p>○ 数値目標の設定について</p> <p>下記の項目について、数値目標の設定が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム設置数 ・福祉サービスの担い手の目標達成数 ・一般企業への障がい者の就労目標 	<p>福祉サービスの整備を図るにあたり、数値目標の設定は有効な手段の一つと考えます。</p> <p>ただし、グループホームの設置数は、グループホームの規模により違いが生じ、担い手の数は一人の仕事量により違いが生じてしまいますので、指標としては、サービス利用見込量で統一したいと考えます。</p> <p>また、一般企業への障がい者の就労人数については、福祉サービスを経て就職する者ばかりではなく、把握が困難と考えます。</p>
35	<p>○ 予算項目の追加について</p> <p>素案 P98 障がい福祉サービス等の種別ごとの必要見込量</p> <p>サービス・事業ごとに市が決定した予算項目を加えてほしい。どの事業にお金がかかっているのか？どの事業に市は力を入れているのか？など、どのサービスに必要性を置いているのかがわかるはず。</p>	<p>計画の達成において、事業実施の後ろ盾となる財源が確保されていることは、重要なことと認識しております。</p> <p>しかし、予算につきましては、基本的には、単年度で編成され、今後要求していく予定です。</p>